

「特定投資家制度」に関する「期限日」のお知らせについて

- 平成19年9月30日の金融商品取引法の施行に伴い、「特定投資家制度」が新たに導入されました。
- 「特定投資家制度」は、金融商品取引法の定める基準に従い、お客さまは「特定投資家（プロ）」もしくは「一般投資家（アマ）」のいずれかに区分されます。
- 本制度では、お客さまが「特定投資家」である場合には、「契約締結前の書面交付義務」などの行為規制が適用除外となります。
- また、お客さまからのお申出により、契約の種類（下記2）ごとに、「②特定投資家」と「③一般投資家」との間の移行または復帰が認められています。

＜一般投資家から特定投資家への移行＞

一般投資家から特定投資家に投資家区分を変更されたお客さまにつきましては、移行後の投資家区分の有効期限を1年以内とするよう期限が設けられています。当行では、特定投資家として取扱いを受けることができる期限日を「毎年9月末日（休業日の場合は、前営業日）」と定めております。

なお、「期限日」の翌日以降は、元の一般投資家区分に戻りますので、ご継続をご希望のお客さまは、ご継続のお手続きが必要となります。

＜特定投資家から一般投資家への移行＞

特定投資家から一般投資家に投資家区分を変更されたお客さまにつきましては、有効期限はございません。

なお、特定投資家に復帰をご希望のお客さまは、「復帰」のお手続きによりいつでも特定投資家に戻ることが可能です。

※ お手続き等詳細は、長野銀行証券国際部証券課（0263-25-5464）までお問い合わせください。

1 投資家区分と基準

金融商品取引法では、以下の4つの投資家区分が定められています。

特定投資家（プロ）		一般投資家（アマ）	
①特定投資家 プロ	②特定投資家 アマに移行できるプロ	③一般投資家 プロに移行できるアマ	④一般投資家 アマ
<ul style="list-style-type: none"> ・適格機関投資家 ・国 ・日本銀行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・上場企業、特定目的会社 ・資本金5億円以上と見込まれる株式会社 ・金融商品取引業者および外国法人 ・特殊法人 ・独立行政法人 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記①、②に該当しない法人 ・純資産および（投資性）金融資産が3億円以上と見込まれ、かつ、最初の契約締結日から1年を経過している個人 ・投資事業組合の営業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記③に該当しない個人

（注）上記②特定投資家と③一般投資家の間は移行が可能です。

2 契約の種類

契約の種類とは、当行が取扱う商品では以下の3種類となります。

契約の種類	金融商品
有価証券	公共債、投資信託
特定預金等	外貨預金、デリバティブ預金
特定保険契約	変額個人年金保険 等